

浄化槽関係書類の押印の義務付けの廃止について（お知らせ）

令和3年8月20日から、下記の浄化槽関係書類について、代替手段により本人確認ができた場合は押印を省略できることといたします。

また、押印を省略した書類については、電子メールでの申請も可能といたします。

記

1. 押印の義務付けを廃止する書類

- (1) 浄化槽設置届出書
- (2) 浄化槽変更届出書
- (3) 浄化槽使用休止届出書
- (4) 浄化槽使用廃止届出書
- (5) 使用再開届出書
- (6) 浄化槽設置届出取り下げ書
- (7) 浄化槽使用開始報告書
- (8) 浄化槽管理者変更報告書
- (9) 浄化槽技術管理者変更報告書
- (10) 浄化槽設置報告書

2. 押印の省略に伴う代替手段の例

- (1) 個人の場合、マイナンバーカード、運転免許証、印鑑証明書等の確認書類のコピーや写真などの添付
- (2) 法人の場合、登記書類や印鑑証明書等の確認書類のコピーや写真などの添付、又は所属、担当者名、連絡先を自署して提出
- (3) 本人確認書類のコピーなどで事前に本人であることが確認できているメールアドレスからの提出
- (4) 継続的な関係があり、所属が明らかである者のメールアドレスからの提出
- (5) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用など）
- (6) 署名（自己の氏名を手書き）

3. 留意事項

- (1) 押印の義務付けを廃止する書類について、押印されていても従来どおり取扱うこととします。押印を妨げるものではありません。
- (2) 押印の義務を廃止する書類について、本人確認のため、電話等で内容を確認する場合があります。

周南市環境政策課

電話：0834-22-8324

FAX：0834-22-8325

E-mail：kankyo@city.shunan.lg.jp